

IoT ネットワーク OAM アドホック (IoT Network OAM AdHoc)

設置要綱

(設置)

第1条 技術・標準化分科会 設置要項第3条に基づき、IoT ネットワーク OAM アドホック (以下「AdHoc」という。) を2017年7月31日までの期間限定で設置する。

(目的)

第2条 AdHoc は、IoT ネットワークの運用・管理・保守技術に関する動向把握と技術開発、標準化及び普及展開戦略等の検討を短期集中して行うことを目的とする。

(運営)

第3条 AdHoc のメンバーは、技術・標準化分科会長が指名する。

2 AdHoc には、AdHoc リーダーを置く。AdHoc リーダーは、技術・標準化分科会長が指名する。

3 AdHoc リーダーは、AdHoc の活動を取りまとめ、これを技術・標準化分科会に報告する。

4 AdHoc には、AdHoc サブリーダーを置くことができ、AdHoc リーダーが指名する者がこれに当たる。

5 AdHoc サブリーダーは、AdHoc リーダーを補佐し、AdHoc リーダー不在時において、その業務を代行する。

6 その他、AdHoc の運営に関し必要な事項は、AdHoc リーダーが定めるものとする。